

久喜市建築審査会運営規程

平成26年5月12日
久喜市建築審査会
決裁第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、久喜市建築審査会条例（平成25年久喜市条例第53号）第8条の規定に基づき、久喜市建築審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会長は、緊急やむを得ない場合を除き、開会の3日前までに、会議の日時、場所及び事件を示して、招集の通知をしなければならない。

(会議開催の周知)

第3条 会長は、審査会を開催するに当たっては、当該審査会開催日の1週間前までに次の事項を市民参加コーナーに掲示する方法等により、市民に周知しなければならない。

ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- 一 会議の名称
- 二 会議の公開・非公開の別
- 三 開催日時
- 四 開催場所
- 五 議題
- 六 傍聴者の定員
- 七 傍聴手続き
- 八 非公開の理由
- 九 問い合わせ先

(議事録)

第4条 議長は、次に掲げる事項を記載し議事録を作成しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議案又は事件の内容
- 四 議決事項
- 五 議事の経過
- 六 賛否の数
- 七 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 議事録は、会長又は会長代理が署名しなければならない。

(会議の公開)

第5条 審査会の会議は、公開する。

2 建築基準法第94条に基づく不服申立ての審査請求についての会議は、非公開とする。ただし、同条第3項の口頭審査は公開とする。

3 個人情報等を含む議案及び基準等の策定審議については、あらかじめ会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

(会場の秩序維持)

第6条 審査会は、会議を公開するに当たり、傍聴に係る遵守事項等を定め、これを会場に掲示する等の方法により傍聴者に周知し、会場の秩序の維持に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、決裁の日から施行する。